

会議録

会議の名称	第42回西東京市建築審査会
開催日時	令和4年9月13日（火曜日）午後2時から3時まで
開催場所	保谷東分庁舎 地下1階会議室1
出席者	【委員】室木会長、井上委員、上木委員、鈴木委員 【特定行政庁】古厩部長、榊原課長、広瀬係長、蜂須主査、芹澤主任 【事務局】佐藤課長補佐、山本係長、水谷主任
議題	議題1 第41回会議録（案）について 議題2 議案第67号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議題3 その他
会議資料の名称	資料1 第41回会議録（案） 資料2 議案第67号
傍聴人	なし
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○委員 第42回西東京市建築審査会を開会する。 まず、議題1の第41回会議録（案）について、説明を求める。</p> <p>○事務局 （第41回会議録（案）の説明）</p> <p>○委員 第41回会議録（案）について、意見、質問等があれば発言をお願いします。 （意見なし）</p> <p>○委員 それでは、議事終了後に第41回会議録への署名を鈴木委員をお願いします。 次に、議題2の同意案件に入る。議案第67号について説明を求める。</p> <p>○特定行政庁 （議案第67号の説明）</p> <p>○委員 議案第67号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。</p> <p>○委員 特定行政庁の所見において、長期間道として使用されているとあるが、いつごろから使用されているのか。</p> <p>○特定行政庁 登記簿等で確認したところ、当該道は、昭和30年代から分筆され始めており、昭和40年ごろから周囲に建築物が立ち並んでいる。</p> <p>○委員 資料2 6の公図について、1977-18の筆が入り組んだ形となっている理由は。また、地目は宅地か。</p> <p>○特定行政庁 理由までは把握していない。地目は宅地である。</p> <p>○委員 当該道の部分については非課税となるのか。</p> <p>○特定行政庁 公衆用道路として登記されており、通行の用に供していれば非課税となる。宅地として登記さ</p>	

れていても、現状に応じて課税する場合もあると聞いている。

○委員

道路位置指定の検討がされたのか。

○特定行政庁

最初の市への相談段階で、市から道路位置指定の検討及び所有者との協議を指導した。その結果、道路位置指定には至らなかった。

○委員

平成11年にも当該道に係る協定書があるようだが、これ以前の協定書はあるのか。

○特定行政庁

平成11年の協定書が最初と認識している。

○委員

平成11年の協定書において、道の長さが43.37mとなっているが、今回は41.93mと短い理由は。

○特定行政庁

クランク部分の長さのとり方が異なるためである。

○委員

特定行政庁の所見において、当該道に接する宅地の所有者が所有する道の部分の土地は必ずしも当該宅地前面のみに接続しているものではないとあるが、どのような意味か。

○特定行政庁

沿道宅地の所有者が、それぞれの宅地から離れたり前面からずれたりした位置の道の部分を所有し合うことで、道にせり出すことができない、いわゆる「飛び地型」の土地所有状況であることを示している。

○委員

道と敷地の現況等（4）において、道路位置指定が受けられなかった理由として、転回広場等についての説明が不足している。

○特定行政庁

道路位置指定は、道が道路に接する部分から計画敷地に接する部分までで検討した。

○委員

道と敷地の現況等（2）から（4）までの主語は、「当該道」である。そうであれば、道は一種類であるはずだが、ここでは二種類の道を混在させて説明している。事実関係を正しく示していない。

また、車両の転回に支障のない空地が確保されていないなか、交通上支障がないことについてももう少し整理の上、十分な説明を求める。

○特定行政庁

再整理を行った上で説明する。

○委員

特定行政庁の所見において、法第42条に規定する道路に通ずる避難空間を確保しているとあるが、申請者が確保しているのは水路までの避難空間である。議案書の精査が必要であり、あわせて、水路を案内図に明示すべきである。

○特定行政庁

内容を精査する。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第67号についての質疑を終了する。続いて評議を行う。

評議内容は非公開

議案第67号・・・保留とする。

○委員

次に、議題3 その他 次回の開催日程について、事務局からの説明を求める。

○事務局

次回の西東京市建築審査会の開催については、事務局から改めて連絡する。

○委員

本日予定していた議題は終了した。ほかによろしいか。

これをもって、第42回西東京市建築審査会を終了する。